

スーパー定期「相続定期預金【永遠】」

(2023年11月1日現在)

商品名(愛称)	・スーパー定期「相続定期預金【永遠】」	
販売対象	・相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金を原資として預け入れいただける個人のお客様	
期間	・期間定型方式…1年 ・自動継続(元金継続、元利金継続)のみのお取扱いとなっています。	
預入	預入方法	・一括預入
	預入金額	・10万円以上1000万円未満
	預入単位	・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻しいたします。	
利息	適用金利	・固定金利 ・預入時のスーパー定期1年もの店頭表示利率に年0.20%を上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における自由金利型定期預金(M型)スーパー定期の利率を適用します。 ・上記利率(預入時利率)は市場金利の情勢により、期間中であっても変更させていただく場合がございます。詳細は窓口へお問い合わせください。
	利払方法	・満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	・平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。)	
手数料	—	
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・個人のものはマル優の取扱いができます。	
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約時の普通預金利率を適用します。	
金利情報の入手方法	・金利については窓口へご照会ください。	
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス課(9時~17時、電話:0265-74-9618)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課また全国しんぎん相談所(9時~17時電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス課または全国しんぎん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。	
その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)	
取扱期間	・2023年11月1日(水)~2024年10月31日(木)	